

秋田県公報

目次	ページ
告示	
結核予防法による指定医療機関の指定の辞退(二八九・横手保健所).....	1
保安林の指定の解除(二九〇・北秋田地域振興局農林部).....	1
道路区域の変更(二九一～二九四・道路課).....	2
道路の供用開始(二九五～二九八・道路課).....	3
公共水面の埋立てに関する工事のしゅん功認可(二九九・港湾空港課).....	4
証紙売りさばきの廃止の届出(三〇〇・会計課).....	5
公告	
土地改良区の役員の退任の届出(北秋田地域振興局農林部).....	5
県営土地改良事業の換地処分(仙北地域振興局仙北平野農村整備事務所)二件.....	5
県営土地改良事業計画の決定(雄勝地域振興局農林部).....	5
人事委員会規則	

人事委員会規則七 六二(特地勤務手当等)の一部を改正する規則..... 5

告 示

秋田県告示第二百八十九号

結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第四項の規定により、次の指定医療機関から指定の辞退があったので、結核予防法施行令(昭和二十六年政令第四百四十二号)第二条の五第二項において準用する同条第一項の規定に基づき、告示する。

平成十八年三月二十四日

秋田県知事 寺田典城

名 称	所 在 地	辞 退 年 月 日
有限会社みづら薬局	横手市寿町三番六号	平成十八年二月二十八日

秋田県告示第二百九十号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第一項の規定により、次の森林について保安林の指定を解除する。

平成十八年三月二十四日

秋田県知事 寺田典城

森 林 の 所 在 場 所			全 面 積		保 安 林 面 積	保 安 林 解 除	指 定 の 目 的	解 除 の 理 由	
郡 市 町 村	大 字	字	台 帳 見 込 み (平方メートル)	見 込 み (ヘクタール)	見 込 み (ヘクタール)	面 積 見 込 み (ヘクタール)			
北秋田市	森吉	羽根滝	一四の一	七九、七六九	七・九七六九	〇・三五四四	〇・三五四四	なだれの危険の防止	指定理由の消滅

(関係図面は、省略し、北秋田地域振興局農林部及び北秋田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

秋田県告示第二百九十一号
 道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

平成十八年三月二十四日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 道路の区域

一般国道	道路の種類		路線名	区	間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
	新	旧					
百五号			仙北市角館町上野一四二番一地从先から一四六番一地从先まで	"		一一・〇〇〇～四七・〇〇〇	〇・〇二二
	新	旧				一九・四〇〇～二二・〇〇〇	〇・〇二二

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間
 (一) 場所 建設交通部道路課
 (二) 期間 平成十八年三月二十四日から同年四月六日まで

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。
 平成十八年三月二十四日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 道路の区域

一般国道	道路の種類		路線名	区	間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
	新	旧					
二百八十二号		旧	二百八十二号	A	鹿角市花輪字鉄砲二四番一地从先から字新矢五七番二まで	一一・〇〇〇～二九・〇〇〇	〇・二四五
						B	鹿角市花輪字鉄砲二四番一地从先から字新矢二四五番二まで
	新			A	鹿角市花輪字鉄砲二四番一地从先から字新矢五七番二まで	一一・〇〇〇～二九・〇〇〇	〇・二四五
				B	鹿角市花輪字鉄砲二四番一地从先から字新矢二四五番二まで	二五・〇〇〇～六〇・〇〇〇	〇・二九九

この表において、「A」及び「B」とは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(一) 場所 建設交通部道路課

(二) 期間 平成十八年三月二十四日から同年四月六日まで

秋田県告示第二百九十三号
 道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

平成十八年三月二十四日

秋田県知事 寺田典城

一 道路の区域

道 道	道路の種類		路 線 名	区 区	間 間	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）
	新	旧					
道	新	旧	本庄西仙北角館線	A 大仙市寺館字上沖谷地八〇番一 地先まで	間	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）
道	新	旧	本庄西仙北角館線	A 大仙市寺館字上沖谷地八〇番一 地先から北野目字堂伝一八六番 一	間	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）

この表において、「A」及び「B」とは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間
 (一) 場所 建設交通部道路課
 (二) 期間 平成十八年三月二十四日から同年四月六日まで

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。
 平成十八年三月二十四日

秋田県知事 寺田典城

秋田県告示第二百九十四号

一 道路の区域

道 道	道路の種類		路 線 名	区 区	間 間	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）
	新	旧					
道	新	旧	山谷富根停車場線	能代市外割田字前田四五番二から常盤字太田面二七六番二まで	間	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間
 (一) 場所 建設交通部道路課
 (二) 期間 平成十八年三月二十四日から同年四月六日まで

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。
 平成十八年三月二十四日

秋田県知事 寺田典城

秋田県告示第二百九十五号

一 供用開始の区間

道路の種類	路線名	区 間
県 道	能代五城目線	山本郡琴丘町上岩川字西鹹淵一七番三から一〇六番地先まで

二 供用開始の期日 平成十八年三月二十四日

三 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(一) 場所 建設交通部道路課
 (二) 期間 平成十八年三月二十四日から同年四月六日まで

秋田県告示第二百九十六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。
 平成十八年三月二十四日

一 供用開始の区間

道路の種類	路線名	区 間
県 道	横手大森大内線	横手市塚堀字釜蓋三五番三地先から横手市大雄田根森字根田谷地南五二番一地先まで

秋田県知事 寺田典城

二 供用開始の期日 平成十八年三月二十四日

三 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(一) 場所 建設交通部道路課
 (二) 期間 平成十八年三月二十四日から同年四月六日まで

秋田県告示第二百九十七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。
 平成十八年三月二十四日

一 供用開始の区間

秋田県知事 寺田典城

一 供用開始の区間

道路の種類	路線名	区 間
県 道	富根能代線	能代市字豊祥岱一番五一七から一番五二三まで

二 供用開始の期日 平成十八年三月二十四日

三 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(一) 場所 建設交通部道路課
 (二) 期間 平成十八年三月二十四日から同年四月六日まで

秋田県告示第二百九十八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。
 平成十八年三月二十四日

一 供用開始の区間

道路の種類	路線名	区 間
県 道	金光寺能代線	山本郡山本町外岡字乗越一〇七番五から一二番一まで

秋田県知事 寺田典城

二 供用開始の期日 平成十八年三月二十四日

三 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(一) 場所 建設交通部道路課
 (二) 期間 平成十八年三月二十四日から同年四月六日まで

秋田県告示第二百九十九号

公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第二十二条第一項の規定により、次のとおり埋立てに関する工事のしゅん功認可をしたので、同条第二項の規定に基づき、告示する。
 平成十八年三月二十四日

一 埋立工事しゅん功認可の日 平成十八年三月十六日

秋田県知事 寺田典城

二 埋立免許を受けた者の名称、住所及び代表者の氏名

(一) 名称 秋田県

(二) 住所 秋田市山王四丁目一番一号

(三) 代表者の氏名 秋田県知事 寺田典城

三 埋立免許を受けた場所及び面積

(一) 場所 由利本荘市石脇字田尻三十五番及び三十七番の各地先公有水面

(二) 面積 三万六千七百六十四・七二平方メートル

四 埋立免許の日及び番号 平成三年四月一日 指令港 六六五

五 公有水面埋立法第二十二條第三項の市町村名 由利本荘市

秋田県告示第三百号

秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号)第五十七條第五項の規定により、
証紙の売りさばきを廃止する旨の届出があつたので、同規則第五十九條の規定に基づき、告示する。

平成十八年三月二十四日

秋田県知事 寺田典城

売りさばきを廃止した者の住所及び氏名
鹿角郡小坂町小坂鉾山字尾樽部六番地一 有限会社 浅利商店

公 告

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八條第十六項の規定により、大館市釈迦内土地改良区から次のとおり役員の退任の届出があつたので、同條第十七項の規定に基づき、告示する。

平成十八年三月二十四日

秋田県知事 寺田典城

退任理事の住所及び氏名

大館市沼館字神田表五十五番地一

桜庭 保

平成十八年三月十三日県営土地改良事業(四ツ屋東部地区ほ場整備事業)の換地処分をしたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九條の二第十項において準用する同法第五十四條第四項の規定に基づき、告示する。

平成十八年三月二十四日

秋田県知事 寺田典城

平成十八年三月二十二日県営土地改良事業(真崎地区ほ場整備事業)の換地処分をしたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九條の二第十項において準用する同法第五十四條第四項の規定に基づき、告示する。

平成十八年三月二十四日

秋田県知事 寺田典城

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七條第一項の規定により、稲川土地改良区から申請があつた県営土地改良事業の施行に係る土地改良事業計画を定めたので、同條第五項の規定に基づき、告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成十八年三月二十四日

秋田県知事 寺田典城

一 縦覧に供すべき書類の名称 県営土地改良事業(岩城地区農業用河川工作物応急対策事業)計画書の写し

二 縦覧期間 平成十八年三月二十七日から同年四月二十一日まで

三 縦覧場所 湯沢市役所

人事委員会規則

人事委員会規則七 六二(特地勤務手当等)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月二十四日

秋田県人事委員会委員長 加賀谷 殷

人事委員会規則七 六二(特地勤務手当等)の一部を改正する規則

規則七 六二(特地勤務手当等)の一部を次のように改正する。

別表第一の一級地の項中、「山本郡峰浜村水沢」を「山本郡八峰町峰浜水沢」に改める。

附 則

この規則は、平成十八年三月二十七日から施行する。

発行者

秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社 松原印刷社
電話(0862)8766 F A X(0863)0005
E-mail:matsubara@matsubarainatsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄